

川口市監査告示第 2 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和元年 8月 1日

川口市監査委員	小	川	春	海
同	星	野	隆	男
同	杉	本	佳	代
同	江	袋	正	敬

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び理由

(1) 監査の対象

会計課

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 平成28年4月1日～平成28年4月27日

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 現金・有価証券	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(2) 契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(3) 財産管理	ア 台帳と現物の実地照合はされているか イ 返納手続きをせずに処分していないか ウ 備品現在高報告書の記入漏れはないか

4 監査の対象期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

5 監査の実施期間

令和元年5月1日～令和元年5月29日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 市預金利子
- (イ) 県収入証紙売捌等収入

イ 支出事務

- (ア) 旅費
- (イ) 消耗品費

ウ 契約事務

- (ア) 光学文字読取装置等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理

オ 事務事業の執行状況

- (ア) 小切手の振出し事務
- (イ) 有価証券の出納保管事務
- (ウ) 現金の出納事務

第2 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。